

事例
7

自営業、農業等の収入が認定限度額を超えていた！

自営業、農業等の収入について確定申告を行った結果、認定限度額（130万円未満又は180万円未満）を超えていた。

➔ 税法上で認められる必要経費と扶養認定上認められる必要経費は異なります。また、自営業の職種によって、被扶養者資格認定にかかる必要経費の取扱いが異なります。このため、所得証明書上の所得額が認定限度額以内であっても、認定取消しとなる場合があります。

〔必要経費の詳細については、平成26年1月発行の共済ニュース「すこやか」No.236（12ページ）をご覧ください。〕

このような、各事例に該当する場合、また、その他の事由により、被扶養者資格の認定取消しとなる場合には、所属所共済事務担当課を通じて、速やかに被扶養者認定の取消し手続きをお願いします。

遡って認定取消しをした場合には、その間に医療機関で受診した医療費等については、後日、返還請求させていただくことになります。

また、来年度の『被扶養者資格確認調査』にも調査該当被扶養者の方の収入に応じて、「確定申告書（収支内訳書を含む）の写し」、「直近の年金改定通知書、年金振込通知書等の写し」、「給与明細書等の写し」、また、「別居者にかかる仕送りの事実が確認できる書類（通帳の写し等）」等々が必要になりますので、大切に保管しておいてください。

今後におきましても、『被扶養者資格確認調査』にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



被扶養者認定Q&A

被扶養者の申告について



Q

妻が3月31日に退職をしました。6月になって認定手続きを忘れていたことに気づきました。今から手続きを行います。4月1日から認定できますか。

A

この事例において、扶養の事実発生日から、30日を経過していますので、4月1日からは認定とすることはできません。

Q

子が4月1日で就職しましたが、取消しの手続きを忘れていました。遡って取消しになるのでしょうか。

A

この事例において、就職した日が4月1日ですので、事実発生日まで遡って取消しとなります。また、就職後に組合員被扶養者証を使用して医療機関にかかれた場合、共済組合が負担した医療費については返還していただくことになりますのでご注意ください。



就職